

広島県告示第九百五十一号

令和七年広島県告示第五百四十三号（令和七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和七年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容と同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変 更 後				変 更 前			
一 地籍調査本体事業				一 地籍調査本体事業			
調査を行う者の名称		調査地域	調査期間	調査を行う者の名称		調査地域	調査期間
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
三次市		布野町横谷の一部、 廻神町の一部、 神杉地区の一部、 君田町櫃田の一部、 吉舎町吉舎の一部、 栗屋町の一部	(略)	三次市		布野町横谷の一部、 廻神町の一部、 神杉地区の一部、 君田町櫃田の一部、 吉舎町吉舎の一部、 栗屋町の一部、 上田町の一部	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
二 (略)				二 (略)			